

令和3年3月31日

教職員各位

学 長

新型コロナウイルス感染再拡大の防止について

京都府では、緊急事態宣言が去る2月末に解除され、営業時間の短縮要請の期限を今月21日で解除されたものの、会食等に伴う感染者の増加傾向が見られるなど再び警戒期に入っている。本学においても学生を中心にクラスターが発生し、予断を許さない状況にある。

これらのことを踏まえて、附属病院が第1種感染症指定医療機関であることに鑑み、より厳しく感染再拡大防止に向けた取り組みが不可欠であることを改めて自覚して、下記の取り組みを徹底願いたい。

記

1 会食等について

- 家族以外との会食は人数や会食時間に関わらず自粛すること
- 家族との会食は、業界団体等で作成されている業種別ガイドラインにそった取り組みがなされている飲食店の利用に努めること。
- 歓送迎会等の飲食を伴う行事は自粛すること
- クラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等）や3密のある場所の利用は自粛すること

2 外出及び国内での移動について

- 不要不急の外出は避けること
- 感染が拡大している都道府県への旅行等は自粛すること

3 職場への出勤等について

- 各所属長は、所属職員の在宅勤務（テレワーク）やサテライト勤務、時差出勤を積極的に推進すること
- テレワーク等が困難な場合は、週休の分散化、休暇取得等により職場での密を回避すること
- 職場における職員同士の距離を確保するとともに、換気の励行や複数人が触る箇所を定期的に消毒すること

4 保健管理センターへの報告

- 新型コロナウイルス感染が疑われる者と接触した場合は、速やかに保健管理センター（内線5963）に報告すること

5 新しい生活様式への対応

- マスク着用、手洗い、身体的距離の確保、三密の回避を徹底すること